

電子記録簿に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

電子記録簿に関する事項

改正理由

MARPOL 条約では、船舶において運送・使用・発生する汚染物質等を管理するために、油記録簿等の各種の記録簿を備えることを要求している。近年、これら記録簿の電子化が進んでおり、IMO において電子記録簿に対する基準の検討が行われた。

その結果、2019 年 5 月に開催された IMO 第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、紙媒体の記録簿に代わる電子記録簿の使用を認める旨規定する MARPOL 条約の改正が決議 MEPC.314(74)及び MEPC316(74)として採択された。NOx テクニカルコードにおいても、ディーゼル機関のパラメータ記録簿について電子記録簿の使用を認める改正が決議 MEPC.317(74)として採択された。

また、上記電子記録簿の使用に関する要件を取りまとめた「MARPOL 条約における電子記録簿の使用に関するガイドライン」が MEPC.312(74)として併せて採択された。

このため、決議 MEPC.312(74)、MEPC.314(74)、MEPC.316(74)及び MEPC.317(74)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は以下の通り

- (1) 電子記録簿の定義として、主管庁の承認を受けた装置又はシステムをいう旨を規定した。
- (2) 油記録簿、貨物記録簿、オゾン層破壊物質記録簿、ディーゼル機関の作動/停止の記録、燃料油の転換記録及び機関パラメータ記録簿について、電子記録簿とすることが認められる旨を規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 3 編 1.1.2, 1.2.2, 4 編 1.2.1, 2.2.1, 8 編 1.1.2, 1.2.1, 2.1.3, 2.1.4, 2.2.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 3 編 1.2.2, 4 編 2.2.1, 8 編 1.2.1, 2.1.3, 2.1.4, 2.2.1